

# 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令 (概要)

## 1 改正の趣旨等

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 号において、事業者は、原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならないとし、法第 27 条第 1 項において当該措置について厚生労働省令で定めるとしています。

また、同項に基づき、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）において、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業における石綿等による健康障害を防止するための措置を具体的に定めています。

- 今般、「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、建築物等の解体等の作業における石綿等による健康障害を防止するため、石綿障害予防規則等について、所要の改正が行われ、7 月 1 日公布されました。

これは、石綿等を使用した建築物の老朽化により、今後、解体・改修工事等の増加が予想されることを背景に、事前調査等の届出制度の新設や事前調査を実施する者の要件も新たに規定されるなど、石綿ばく露防止対策の一層の強化を図る内容となっています。

## 2 改正事項と施行日(案)

